

パブリックコメントにおけるご意見の概要と金沢市の考え方

No	ご意見の概要	金沢市の考え方
1	港湾景観創出区域（仮称）は近代的都市景観創出区域に連なるエリアであり、近代的都市景観創出区域は夜間景観条例で「にぎわい景観創出区域」に指定されていることから、港湾景観創出区域においても検討してほしい。	金沢港周辺については、夜間景観条例における「自然環境地域」「生活産業地域」「生産業務地域」に指定されています。都心軸とのつながりだけでなく、工場としての安全の確保や生活と自然環境への配慮が必要となる地域ですので、現状を注視し、課題等に対しては、引き続き検討していきます。
2	色彩基準の適用除外について懸念がある。港湾施設において禁止色の使用が認められるという点は機能面での必要性に理解はできるが、適用除外とする場合、もう少し具体的な条件や基準を設ける必要があるのではないか。	ご指摘のとおり、「港湾機能から必要となる禁止色の使用」については、その解釈に広がりがありますので、「港湾の機能上、安全の確保のために必要となる禁止色の使用」として、使用目的を限定する表現への変更を検討します。
3	港湾景観創出区域の届出等対象規模について、高さ10m未満や土地面積3,000㎡未満の規模であっても、比較的大きな建築物となる場合がある。また、禁止色や推奨色の適用除外とする方向性の中で、モノによっては景観に影響を及ぼす可能性があることに懸念がある。別途の確認やチェック機関等はあるのか。	これまでの実績から届出対象の規模は適当であると考えますが、禁止色の適用除外については、その使用目的を限定する表現への変更を検討します。なお、周辺の景観に影響を及ぼすおそれがある計画については、金沢市景観審議会での審議を必要とする場合があります。
4	金沢港周辺における河川や公園のゴミの散らかりが酷く、河川の汚れや臭いも気になる。美しい金沢港の景観を形成するために、河川の清掃に力をいれてほしい。	河川や公園の汚れは、景観や生活環境を著しく損なう要因であり、河川管理者や公園管理者が近隣町会等の協力を得ながら、可能な限り対応しているのが現状です。今回の景観計画の変更によって、直接的に改善されるものではありませんが、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
5	まち全体のゾーニングの中で、金沢港から伸びる都心軸は連続性のある高次都市機能を兼ね備えた商業業務が集積されるビル群の再整備再開発を期待する。現在の景観は、金沢港に入港した観光客が、加賀百万石の都・金沢の魅力を感じることができるものとは言えない。金沢港から始まる都心軸において、近代的なビル群が建ち並ぶような活力ある都市景観を創出しなければならない。また、まちなかを元気にするには、鉄道公共交通が必要であり、まちなかへの新交通システムの導入は、金沢のまちなかでの都市景観も飛躍的に引き上げる。	今回の景観計画の変更によって、直接的に都心軸の開発等が促進されるものではありませんが、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
6	市街地における薪ストーブの煙突の増加は、伝統的な街並みと調和するものではなく、景観や健康の阻害要因として強い懸念を抱くものである。	薪ストーブの煙突の設置については、景観形成基準によって設置の是非を定めるものではありませんが、伝統的な街並みとの調和においては、道路から見えにくい場所での設置や、植栽等によって見えにくくするなど、引き続き、景観上の配慮を求めています。
7	まちづくりと景観条例は非常に親和性の高い事柄である。都ホテル跡地、日銀跡地に課題を感じる。金沢中心部における賑わいの演出を期待したい。規制だけでなく、例えば3Dモニターなどが、都心軸においては設置できるような緩和を行うなど、柔軟な施策を期待する。	都市再生緊急整備地域の指定を受け、都心軸の再興が求められる中、その景観のあり方については、背後に広がる伝統的な街並みとの調和も重要です。都心軸においても、その場所によって、求められる景観への配慮は異なることから、必要に応じて、金沢市景観審議会において、柔軟性も含めて、ひとつひとつの案件に対して丁寧に審議していきます。
8	金沢市の景観計画の目的は、観光客のためのものではなく、市民のためのものである必要がある。景観が素晴らしいことは良いことだが、税の使い道として、最優先すべきことではないと考えます。	金沢の景観は、先人が守り育み、時代に合わせて変化させてきた賜物であり、現代に生きるわたしたちも、美しい金沢の景観を後世に継承するとともに、時代に合わせた新しい金沢らしい景観を創出することが求められます。金沢市景観計画は、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある金沢の景観を継承・発展させることを目的としたものであり、市民のための計画として位置づけています。

(注) ご意見については、一部要約して記載しております。